# 令和6年度第1回 富津市障害者総合支援協議会

令和6年5月13日(月) 健康福祉部障がい福祉課

# 目 次

富津市障害者総合支援協議会設置要綱	· · · · · · · · · 1 ~ 2
義題	
(1) 富津市障害者総合支援協議会及び 度の活動方針について	各部会の概要並びに各部会の令和6年
(2) 富津市基幹相談支援センターの令のついて	和5年度事業実績報告及び事業評価に・・・・・・・・・・・・・11~43
(3) 富津市地域生活支援拠点の令和5年	年度運用評価について ・・・・・・・・・ 44~45

### ○富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 52 号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福 祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会(以下「協議 会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
  - (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
  - (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
  - (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

### (組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 医師
- (2) 障害福祉サービス利用者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 民生委員
- (5)教育機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員 を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を 行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

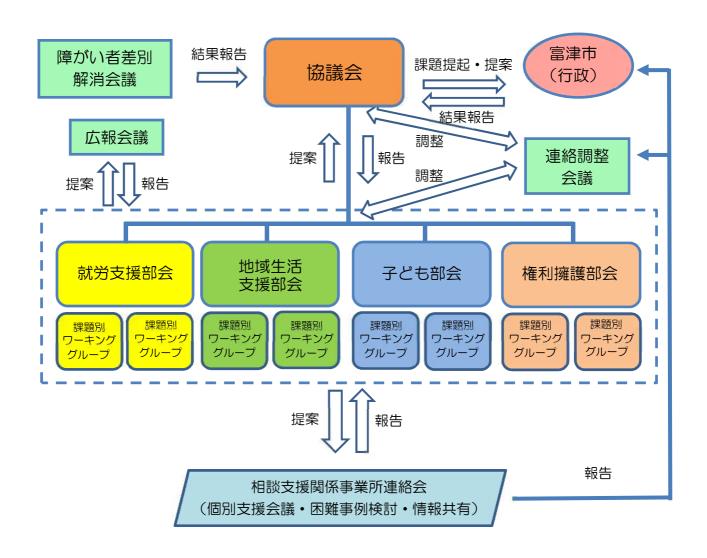
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。

# 

富津市障害者総合支援協議会及び各部会の概要 並びに各部会の令和6年度の活動方針について

# 富津市障害者総合支援協議会 基本構成図



富津市障害者総合支援協議会とは・・・

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい福祉サービスを円滑に実施するために設置され、年齢・性別・状態等を問わず、誰にとっても住みやすく、生活しやすいまちづくりを目指す協議会です。

この協議会は、医師、障がい当事者、障がい福祉サービス事業者、民生委員、教育機関、行政機関等の様々な関係機関の方により構成され、障がいのある方(そのご家族)に関する支援策等を中心に協議しつつ、障がいのある方(そのご家族)とあらゆる周囲の環境・地域との接点で潤滑油のような役割を果たします。

会	議・部会 名称	開催	協議・検討内容
	協議会	年2回予定	<ul><li>○障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること</li><li>○障がい福祉サービスの円滑な実施に関すること</li><li>○地域における相談支援体制の整備に関すること</li><li>○障がいの差別に関すること</li><li>○その他、障がい福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること</li></ul>
連絲	各調整会議	2か月に1回 予定	<ul><li>○協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能</li><li>・各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認</li><li>・研修の企画、調整</li><li>・市内社会資源状況の調査</li><li>・会長から指示のあった事項の検討</li></ul>
',	がい者差別	必要に応じて	○障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること
Д	広報会議	必要に応じて	○広報に関すること
	就労支援部会	<ul><li>○必要に応じて</li><li>○研修の実施</li></ul>	<ul><li>○就労困難者および市内企業(障がい者雇用)に対する調査・研修に関すること</li><li>○障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関すること</li><li>○関係機関とのネットワーク構築に関すること</li><li>○その他、障がい者就労のために必要となる事項に関すること</li></ul>
部会	地域生活 支援部会 子ども 部会	<ul><li>○必要に応じて</li><li>○研修の実施</li><li>○必要に応じて</li><li>○研修の実施</li></ul>	<ul> <li>○法律や制度等の社会資源に特化した調査・研修に関すること</li> <li>○関係機関とのネットワーク構築(主に災害時の対応)に関すること</li> <li>○その他、地域生活支援のために必要となる事項に関すること</li> <li>○障がい児を地域で育てるシステム構築のための調査・研究に関すること</li> <li>○ライフステージごとの各関係機関の連携を図るための調査研究に関すること</li> <li>○その他、障がい児支援のために必要となる事項に</li> </ul>
相認	権利擁護部会炎支援関係	<ul><li>○必要に応じて</li><li>○研修の実施</li><li>毎月1回予定</li></ul>	関すること  ○障害者虐待防止法に関する調査・研究に関すること  ○権利擁護に関する地域課題の調査と整理  ○関係機関とのネットワーク構築に関すること  ○権利擁護のために必要となる事項に関すること  ○個別支援計画に関すること
事業	<b></b> 業所連絡会	一一   一   一   一   一   一   一   一   一	○困難事例検討に関すること

### ○富津市障害者総合支援協議会部会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富津市障害者総合支援協議会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第8条に基づき、富津市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (名称及び所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事務は次の表のとおりとする。

就労支援部会	就労支援に関する事項の調査審議
地域生活支援部会	地域生活支援に関する事項の調査審議
子ども部会	障害児支援に関する事項の調査審議
権利擁護部会	障害者の権利擁護に関する事項の調査審議

### (役員)

- 第3条 部会に部会長、副部会長をおき、部会を構成する者(以下「部会員」という。)の互選によってこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。

### (部会員)

第4条 部会員は、設置要綱第3条第2項各号に掲げる者のうちから会長が依頼する。

### (任期)

第5条 部会員の任期は、2年以内とし、その再任は妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

- 第6条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 部会長は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 3 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議 会へ報告するものとする。

(ワーキンググループ)

- 第7条 部会長は、協議事項に関し、必要があると認めるときは、部会に諮って、 部会の中にテーマごとにワーキンググループを組織することができる。
- 2 部会長は、ワーキンググループの構成員(以下「構成員」という。)を、部会に諮って、部会員以外に依頼することができる。

(秘密の保持)

第8条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知りえた秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、部会長において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

# 各部会の概要及び令和6年度活動方針

## I. 就労支援部会 ------

### 1. 部会の概要

就労支援部会は、富津市内に居住する障がいのある方の就職や実習などがスムーズにできるよう、その基盤整備をしていくことが役割と考え、障がいのある方と企業それぞれのニーズや課題解消に繋がる活動を行っている。

## 2. 令和6年度の活動方針

●障害者就労施設物産展(※)については、月2回(第2・4木曜日)の開催を継続予定だが、引き続き、商業施設の駐車場を利用する等、販売方法の検討をしていく。

また、優先調達法の周知については、優先調達パンフレットの活用を含め、 検討していきたい。

- (※)市内各事業所の生産物を定期的に販売する機会を設けることで、販売促進と 障害者優先調達推進法の周知を図る。
- ●企業が障害者雇用する際の有益な情報を事業者向けに提供する説明会を 開催する。その際、多くの企業から参加者を募ることができるよう、周知 方法についても検討していく。

# Ⅱ. 地域生活支援部会 ------

## 1. 部会の概要

地域生活支援部会は、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、連絡・調整・研究・広報等を行っている。

関係機関とのネットワークの構築や、障がいのある人が地域生活を送るう えで様々なサポートに繋がるような取組みを検討しており、地域にある資源 の情報収集や当事者の意見を伺い、有事の際に落ち着いて行動できるような 仕組みづくりを関係機関とともに取り組んでいる。

### 2. 令和6年度の活動方針

●地域生活支援部会として、引き続き障がいのある人及びご家族等が安心して地域で暮らせるために、地域の支援者を含めた関係機関のネットワークの構築、災害等に対応するための課題の整理、地域の見守り体制の強化について検討していく。

### Ⅲ. 子ども部会 ------

## 1. 部会の概要

子ども部会は、保護者、当事者団体、保育所(園)、幼稚園、教育機関など 多様な機関で構成され、「障がい児支援に関する事項の調査審議」に係る事務 を所掌しており、併せて保護者や支援者支援のための活動を行っている。

# 2. 令和6年度の活動方針

- ●スキルアップ講座(※)として、まずは早めに講座内容を企画する。 また、講座後の振り返りにて、次回以降の講座の題材を検討し、順次企画 していく。
- (※) 障がいのある子どもに関わる支援者(乳幼児・学童期・児童施設など、子どもに関わる専門職員)の支援・スキルアップを目的とした講座。
- ●子育て交流会 (※) は、市役所内の会議室で毎月第2火曜日10:00~12: 00の開催は継続する。
- (※)障がいのある子どもの保護者やその家族の日頃の悩み(支援方法なども含む) について、指導者、支援者、先輩保護者たちと一緒に、解決方法の糸口を見つ けることを目的とした交流会。

### Ⅳ. 権利擁護部会 ------

### 1. 部会の概要

権利擁護部会は、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくり」を 目標に活動している。

### 2. 令和6年度の活動方針

●あったかふっつエンジョイトーク

令和5年度に開催した研修を受け、より具体的に意思決定支援について個人が考える場を設け、より良い支援につなげていくための研修を開催予定。

また、令和6年4月1日施行の「合理的配慮」をテーマに就労支援部会と 合同で開催予定。

## V. 連絡調整会議 ------

## 1. 会議の概要

協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能を有しており、各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認する。

## 2. 令和6年度の活動方針

●引き続き、各部会の活動状況や協議会全体の運営方針の確認を行う。 また、協議会の各種イベント開催に関して参画していく。

## VI. 障がい者差別解消会議 ------

### 1. 会議の概要

福祉関係者だけではなく、市民全体へ障がいへの差別解消についての理解 促進を行う。

### 2. 令和6年度の活動方針

- ●障害者差別解消法に基づく相談があった場合には、臨時会議を開催する。
- ●各部会と連携を取り、福祉関係者だけではなく、企業をはじめ、広く一般での理解の促進のための情報発信を行う。
- ●富津市障害者総合支援協議会の広報誌「もごっち」や市の広報誌「広報ふっつ」への掲載により、障害者差別解消法の周知を行う。

## Ⅷ. 広報会議 ------

## 1. 会議の概要

富津市障害者総合支援協議会や各部会の広報啓発を目的に、広報誌や啓発 物品の企画、作成及び配布を包括的に担う。

## 2. 令和6年度の活動方針

- ●市内小中学生を対象に、障がいをテーマとしたポスターコンクールを開催し、受賞作品を活用した啓発物品による広報活動を行い、障がいに関する理解の開発を図る。
- ●富津市障害者総合支援協議会の広報誌「もごっち」を継続的に発行する。
- ●「教育福祉推進プログラム」を活用し、定期的に学校への情報提供を行い、 学校の福祉教育に関する相談窓口を担当していく。
- ●臨時各部会のニーズを汲み取り、対応していく。

# 議題(2)

富津市基幹相談支援センターの令和5年度事業 実績報告及び事業評価について

### ○富津市基幹相談支援センター設置要綱

令和3年3月30日告示第60号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。第3条及び第4条第6号において「法」という。)第77条の2第2項の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う、富津市基幹相談支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富津市基幹相談支援センター	富津市下飯野2443番地

(実施主体等)

第3条 センターの実施主体は、富津市とする。ただし、法第77条の2第3項の規定により、 業務の全部又は一部を次条に定める業務が適切に行われると認められる者に委託するこ とができる。

(業務)

- 第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援に関すること。
  - (2) 相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談 支援体制の強化の取組に関すること。
  - (3) 障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組に関すること。
  - (4) 障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること。
  - (5) 富津市地域生活支援拠点事業実施要綱(令和3年富津市告示第61号)第3条第2項 第1号及び同条第3項に掲げる地域生活支援拠点の機能に関すること。
  - (6) 法第77条第1項第3号の規定に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、業務に付随すること。

(職員の配置)

第5条 センターに相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する職員を3名以上置くものとする。

(守秘義務)

第6条 業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

# 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 事業報告

令和6年5月13日

社会福祉法人 薄光会 相談支援事業所 ほうきぼし (富津市基幹相談支援センターえこ)

# 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(1)

***	
業務内容	(1) 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相
	談支援
	ア 障がい児者 (疑いを含む) に対し、相談等の業務を総合的に行う。
	イ 障害福祉サービス等の利用だけでは解決できない課題を抱える障がい者
	等あるいは福祉による支援に繋がっていない障がい者等について、本人並び
	にその保護者等に対し、関係機関と連携した対応や同行支援等を行う。
実施計画	・総合的及び専門的な相談内容に対応するため、引き続き、社会福祉領
(具体的な取組)	域と隣接領域の専門職5名(社会福祉士・精神保健福祉士2名・作業
	療法士、公認心理師・臨床心理士)で対応する。
	・市ケースワーカー(身体、知的、精神)との打ち合わせの機会を概ね月1
	回開催し、連携・進捗についての情報共有を行う。
	・訪問業務と相談室業務を同時に確実に行えるよう、職員配置をシフト化
	し、日中の平日は、常に4人が勤務している体制を確保する。
	・庁内でのえこの活用を促進するため案内を作成し、状況等によって見直し
	等を行う。
報告	◆実績記載
	【実績】
・実績	・相談件数:実人数(うち新規)
・活動	・第1四半期:282人(18人)
·検討	・第2四半期:177人(9人)
·検討 ·調整	·第2四半期:177人(9人) ·第3四半期:192人(26人)
	·第3四半期:192人(26人)
	·第3四半期:192人(26人)
	·第3四半期:192人(26人) ·第4四半期:196人(12人)
	·第3四半期:192人(26人) ·第4四半期:196人(12人) 【活動】
	·第3四半期:192人(26人) ·第4四半期:196人(12人) 【活動】 ·総合相談窓口業務
	<ul> <li>・第3四半期:192人(26人)</li> <li>・第4四半期:196人(12人)</li> <li>【活動】</li> <li>・総合相談窓口業務</li> <li>・通院同行</li> </ul>
	<ul> <li>・第3四半期:192人(26人)</li> <li>・第4四半期:196人(12人)</li> <li>【活動】</li> <li>・総合相談窓口業務</li> <li>・通院同行</li> <li>・定期面談</li> <li>・定期訪問</li> </ul>
	<ul> <li>・第3四半期:192人(26人)</li> <li>・第4四半期:196人(12人)</li> <li>【活動】</li> <li>・総合相談窓口業務</li> <li>・通院同行</li> <li>・定期面談</li> <li>・定期訪問</li> <li>◆定例会開催</li> </ul>
	<ul> <li>・第3四半期:192人(26人)</li> <li>・第4四半期:196人(12人)</li> <li>【活動】</li> <li>・総合相談窓口業務</li> <li>・通院同行</li> <li>・定期面談</li> <li>・定期訪問</li> </ul>

- ・中核センターとの定例会議:月1回開催
- ・外部機関からの相談受け入れ体制(毎週金曜日午前1枠)

### ◆検討·調整

・定期訪問日を設け、支援に繋がっていない障がい者等への予防支援を積極的に行えるように計画していく。(第1金曜日午後・第3土曜日午後)

### ◆成果

- ・上記定例会を継続して行うことができている。
- ・定例会の継続により、庁内連携を円滑に行うことができるようになった。
- ・内線の数は相談件数に反映されないことが多いが、各課より内線がかかって くる割合が増加した。
- ・円滑な庁内連携により、重複課題のケースについて各分野へのつなぎや、 役割分担を円滑に行えるようになってきた。

### ◆課題・相談の傾向

### ●相談室利用状況

面談、会議、打ち合わせ等の件数が増加したことにより、相談室が常に使用の状態となり、新規の相談を受け付ける時や、事務連絡等の業務スペースに不具合が生じることが増えてきた。

### ●相談実績に関する集計について

方法については、内容や集計方法に変更があったことに加え、集計システムに正確に反映しきれないことがあったため、他地域の基幹相談支援センターとの連携を強化し、富津市基幹相談支援センターえこ(以下、「基幹えこ」)の業務内容が表せるような集計を行っていけるように、対応をしていきたい。

- ●地域相談支援機関支援・他機関、多職種連携について 外部機関からの相談(毎週金曜日午前の1枠)に関してもニーズが増えて おり、枠の確保が難しい時がでてきた。
- 「8050」のケースに見られるニーズの傾向
- ①「80」にも「50」にも双方にサービスが必要だが、同居している中「80」には 高齢分野の福祉サービスが必要になり、「50」には障害分野のサービスが必 要になるため、介護と障がいの密な連携が必要なケースが多かった。
- ②施設(グループホーム等)への入所を検討する必要があるケースに於い

て、「親子一緒に暮らしたい」というニーズが多々見受けられた。
●ひきこもり等の支援の支援方法について
日中のサービス利用を視野に入れたサービス利用を組み立てるが、体力や精神的な不調、不安から、サービス利用に至るまでの体力が見込めず、サービス
利用以前の外出の練習の場が必要になってくる。そのため、サービス利用に繋
げるもっと手前の居場所づくりや外出の機会・場の確保を検討していく必要が
ある。

担当:滝瀬

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	担当
(1) 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援	滝瀬

配点	・評価基準	評価基準の解説
5	特に優秀	求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	3点
価	(迅速性)	に処理する能力	基幹えこ内での1回/週の打合せや他機関との定期打
		処理すべき業務量を効率的に遂行	合せを経て、遅滞なくケース対応を行っていた。
		し、期限内に終えていたか。	
	業務の質	指示された職務について正確に処理	4 点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	基幹えこ内での1回/週の打合せを経て、職員間での
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	意思疎通が取れ、対応方針について適時共有すること
		要求される成果を上げていたか。	が出来ていた。
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	4 点
	技術力	の活用に係る能力	全県連絡会や各種研修会への企画・参画、研修参加や
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	自己研鑽の機会を得て、基幹事業に反映させた。
		反映していたか。	
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	4 点
	判断力	対応する能力	管理者への報連相を意識し、且つ、指揮系統が乱れる
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	こともなく、職員間での必要事項の適時共有は概ね滞
		機応変な対応ができていたか。	りなく対応できていいた。
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	2 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	庁内周知、業務のシステム化、相談受付フロー作成等
		を組み立てる能力	の見える化について、具体的に示すに至らなかった。
		問題について改善や工夫を企画し、	
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

# 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(2)

育成の支援等
尊を行う。
例検討会や研
題・工夫につい
指導の機会を
00
する。
ートを開催し、
えこの職員と、計
任相談支援専
討、適応できる
ど、多岐にわたっ
ス提出依頼
会
开修、情報交換
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
∑換会

12月:地域生活支援拠点共有会議について、情報交換会

1月:協議会研修、相談支援従事者専門コース別研修告知

2月:地域生活支援拠点共有会議の見通しについて、情報交換会

3月:来年度予定について

今年度より、計画作成依頼を行っていく可能性があるケースについては、基幹えこがケースの概要をまとめたフェイスシートを用いて情報提供を行った。計画相談利用となった際にどのようなケースなのか理解が早まること、基幹えこで把握しているケースの中で計画利用の予定があるケースがどの程度滞留しているか、計画作成依頼までいかず基幹えこで相談を受けているケースがどのようなものか等各事業所にご理解いただくことを意図している。

新規開設事業所等の情報を得ると、連絡会への参加を促し、直接の説明の機会を確保した。

各事業所からの話題の中での簡易な事例検討は毎回行われた。一方、「事例検討会」としての時間の確保は難しかった。来期は地域生活支援拠点共有会議と交え、事例検討の機会として確保する予定。

#### ・相談支援事業所への定期アンケート

2月に配布し3月までに回収。検討したい、高めたい内容としては、報酬 改定をはじめとした制度理解、意思決定支援や関係機関との連携のような 専門スキルの向上がトピックとして挙がっている。

担当:片岡(大森)

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	担当
(2) 相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制強化の取組	片岡

配点	・評価基準	評価基準の解説
5	特に優秀	求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評 業務の量 期限内に所定件数や業務量を計画的 4点		4 点	
価	(迅速性)	に処理する能力	市内各相談支援事業所との関わりにおいては、計画
		処理すべき業務量を効率的に遂行	的に関わることができた。
		し、期限内に終えていたか。	
	業務の質	指示された職務について正確に処理	4 点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	市内各相談支援事業所へのフォロー体制を確立し
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	た。
		要求される成果を上げていたか。	
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	4 点
	技術力	の活用に係る能力	県や中央情勢に関する情報を適時周知し、各相談支
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	援事業所の支援力向上に寄与した。
		反映していたか。	
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	3 点
	判断力	対応する能力	各相談支援事業所へ能動的に関わることができた。
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	
		機応変な対応ができていたか。	
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	4 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	地域包括支援センターとの協働研修を企画し、市内各
		を組み立てる能力	相談支援事業所に事例発表等を依頼した。感想、成果と
		問題について改善や工夫を企画し、	も好評であった。
		実現に向けて効果的な段取りを計画	協議会主催の研修にも主体的に関わった。
		していたか。	

# 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(3)

業務内容	(3)障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活
	を支えるための地域定着の促進への取組
	ア 障がい者支援施設及び精神科病院に入所・入院している障がい者等の
	地域移行へ向けた普及啓発活動及び支援を行う。
	イ 障がい者の地域生活を支えるため地域の社会資源の状況を把握し、相
	談支援機関等との連携体制を構築する。
実施計画	・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(1)施設入所者の地域生活
(具体的な取組)	への移行」「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」
	   に連動し、市と協議しながら活動する。
	・一般相談支援事業(地域移行・地域定着)を展開する事業所として、
	必要に応じ具体的にケース対応を行う。
	・入所施設からの地域移行について、協議の場を継続し、具体的な課題を
	共有する。
	7(H) 00
   報告	
+IX CD	った。報酬改定でも示され、いきいきふっつ障がい者プラン第7期障害福祉
宇建	
・実績	計画(第3期障害児福祉計画)でも引き続き施設からの地域移行・定
·活動	員削減が盛り込まれる予定から、今後の取り組みについて話し合われた。前
·検討	期の会議で話された、2 施設の職員交流など、入所施設の職員だからこその
•調整	悩みや不安などを共有する場としての交流会や、これからの入所施設の在り
	方など研修を行っていけるように、来年度進めていきたい。 
	・医療観察中の方は、2 か所目のグループホームの見学を行った。外出をする
	と不安定になるようであるが、これから、公共交通機関の利用の練習などを行
	っていく予定ということであった。地域に帰っていく日も近づいてきている。グルー
	プホームの場所については、デイケアに通うのに無理のない範囲を想定してい
	る。
	・長期入院の方とは、不定期ではあるが面談時間を持たせてもらっている。何
	度か退院の話が出るも、他の病気や治療方針の変更などで入院が長引いて
	いたかたが、改めて、「地域移行の希望」を年度末に確認している。
	担当:南雲

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容		担当
(3) 障がい者支援施設	、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進の取組	南雲

配点・評価基準		評価基準の解説
5 特に優秀 求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。		求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	3点
価	(迅速性)	に処理する能力	具体的なケースについては適時対応出来ていた。計
		処理すべき業務量を効率的に遂行	画相談(地域移行支援)のフォローを意識した。
		し、期限内に終えていたか。	
	業務の質	指示された職務について正確に処理	3 点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	担当相談支援専門員の本人に対する働きかけを理解
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	しながら、本人の意向をよく聞き丁寧な対応に努める
		要求される成果を上げていたか。	ことができた。
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	3 点
	技術力	の活用に係る能力	関係機関との連携・共有を通じて情報を確認し、基幹
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	えこの取り組むべきことと、他の機関に任せる業務の
		反映していたか。	棲み分けはできていた。
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	4 点
	判断力	対応する能力	本人の意向を丁寧に聞き取り、関係機関への移行等
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	は適切に行えた。派生する現象予測にも注視した。
		機応変な対応ができていたか。	
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	4 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	「障害者支援施設からの地域移行」のテーマについ
		を組み立てる能力	て、各施設のサービス管理責任者との定期的な協議の
		問題について改善や工夫を企画し、	場を継続できた。
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

# 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(4)

業務内容	(4)障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること ア 障がいに対する理解を深めるための普及啓発活動を行う。 イ 障がいを理由とする差別及び障がい者虐待が疑われる場合には関係機 関との連絡・調整を行うほか、障がい者等の権利擁護に関し必要な援助を 行う。
実施計画(具体的な取組)	・成年後見 障がい福祉課、社会福祉協議会と協働しケースに当たり、成年後見制度 利用支援事業等の活用も視野にいれた支援の組み立てを行う。 具体的なケース対応を行う。 ・虐待防止 富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会、富津市要保護児童対策地域協議会等への参画を引き続き行うとともに、予防についての普及啓発のために年度内に研修を企画する。 直接対応が必要な事案については、障がい福祉課の指示のもとケースワーカーと協働して対応に当たる。
報告    -   ·実績	・成年後見に関しての相談は1件。金銭管理についての課題があり、富津市社会福祉協議会と相談しながら対応を続けている。
· 关傾   · 活動	   ・4 月に児童発達支援センター、10 月には放課後等デイサービス事業所で
・検討 ・調整	虐待防止に関する研修を行った。次年度も、虐待防止に関しての普及啓発のための研修を企画していきたい。
	・障がい者虐待として緊急対応をしたケースはなし。一方、市も基幹えこも把握できていない、未治療のまま地域で過ごしているケースも未だあることが考えられるため、その様なケースの対応がある際には各担当ケースワーカーと協働していきたい。

担当:片岡

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	担当
(4) 障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること	片岡

配点・評価基準		評価基準の解説
5 特に優秀 求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。		求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)	
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	3 点	
価	(迅速性)	に処理する能力	権利侵害に近しい状況になってしまったと思われる	
		処理すべき業務量を効率的に遂行	ケースは市 CW と協働して対応することができた。	
		し、期限内に終えていたか。		
	業務の質	指示された職務について正確に処理	3点	
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	権利侵害に近しい状況になってしまったと思われる	
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	ケースは、面談、見守り、通院同行を行って、「繋がり	
		要求される成果を上げていたか。	続けること」を意識した。	
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	3点	
	技術力	の活用に係る能力	権利侵害と無意識・無自覚について、対象者・養護者	
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	がそのことに気付けるように配慮をして支援を進め	
		反映していたか。	た。	
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	3 点	
	判断力	対応する能力	障害者虐待防止法の趣旨「権利利益の保護」を軸に据	
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	え、当たり前の支援の質として業務に当たった。	
		機応変な対応ができていたか。		
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	4 点	
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	協議会を通じ虐待防止に関する研修企画へ参画し、	
		を組み立てる能力	外部講師と研修を組み立てた。	
		問題について改善や工夫を企画し、	成年後見制度の利用については、必要なケースへの	
		実現に向けて効果的な段取りを計画	対応を軸に、普及啓発活動を取り組んでいく予定。	
		していたか。		

# 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(5)

業務内容	(5) 地域生活支援拠点事業に関すること ア 地域生活支援拠点事業における中核的な機関としてのコーディネーター の役割を担う。 イ 地域生活支援拠点における相談業務に関し、緊急時の支援が見込め ない世帯を事前に把握した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。
実施計画(具体的な取組)	・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に連動し、相談支援事業所連絡会を通じ要対応世帯の把握についてリスト化する。 ・社会福祉協議会、地域包括支援センター等との定期の連絡の場を構築し、要対応世帯のリスト化を補足する。 ・障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等については、職員の24時間の連絡体制を確保し、コーディネートするとともに、事業所、法人の機能を利用し具体的に対応する。 ・新たに把握した要対応世帯について定期(年4回)に市と共有会議を行う。
報告	・相談支援事業所連絡会にて相談支援専門員が関わっているケースについて、対象となる世帯について緊急時対応情報シート提出の協力を依頼。
・実績	
・活動	・四半期に1回、担当相談支援専門員、基幹えこ、障がい福祉係で共有
•検討	会議を開催。本人の状態、家庭の状況、障がい福祉係の意見など踏まえ都
- 調整	度シートの更新を行っている。居住系サービスの利用等に伴う環境変化によ
	り拠点対応でなくなったケースについては、新たに終了の項目を設けた。来期
	は相談支援事業所連絡会と連携し会議の場をもつことで、月1回開催とし
	平時の情報共有を密としていく。
	・第3四半期に知的障がい担当ケースワーカーと基幹えご職員で地域生活
	支援拠点の対象となりうる世帯ヘアウトリーチを行った。拠点登録に前向きな
	世帯でもシートの作成をすぐに行うことは難しいため、継続的に関わっていく予定。
	・12月 25日に地域生活支援拠点の登録事業所へ説明会を実施。障が

い福祉係より現状の説明と今後の運用、基幹えこより進捗報告を行った。 ・社会福祉協議会(〈らしと仕事の相談支援センター)、地域包括支援セ ンター、中核地域生活支援センターとの定期の連絡の場を設けてはいるもの の、地域生活支援拠点のケースの登録まではまだ行えていない。今後も定期 の連絡を行いつつ、情報共有を行っていく。 ・緊急時対応情報シートの第4四半期終了時の状況は19件。終了は4 件。各相談支援事業所に向けて引き続き、提出について促しを行う。

担当:片岡(大森)

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

E.	事業内容	担当	
	(5) 地域生活支援拠点事業に関すること	片岡	

配点・評価基準		評価基準の解説
5 特に優秀 求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであっ		求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	3点
価	(迅速性)	に処理する能力	緊急時対応シートの周知、定期的なケース確認の場
		処理すべき業務量を効率的に遂行	の設置を行った。
		し、期限内に終えていたか。	
	業務の質	指示された職務について正確に処理	3点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	定期的なケース検討の場を通じ、ケースの進捗に努
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	めた。
		要求される成果を上げていたか。	
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	3 点
	技術力	の活用に係る能力	地域生活支援拠点事業の基本的な情報、目的、意図等
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	の理解はある。
		反映していたか。	
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	4点
	判断力	対応する能力	コーディネーターの活動の重視部分 (予防的活動) へ
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	の理解、解釈が進んだ。
		機応変な対応ができていたか。	
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	2 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	市主導での説明会があり、基幹えことしての能動性
		を組み立てる能力	に欠けた。
		問題について改善や工夫を企画し、	
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

# 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(6)

業務内容	(6)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関すること
***************************************	(0) 区点はリブナカロ文章の元のの人間に対象の一般に対象の一般に対象の一般に対象の元代表の一般に対象の元代表の一般に対象の一体に対象の一体のの一体のの一体に対象の一体に対象の一体に対象の一体に対象の一体に対象の一体に対象の一体に対象の一体のの一体に対象の一体に対象の一体の
   実施計画	・医療的ケアのニードを持つ児童の把握と、地域の医療体制の状況の確認
(具体的な取組)	等を行い、市と協働で、協議の場の構築に向けて活動する。
(大体の)の対対位)	・市内の全医ケア児宅へ担当 CW と基幹鈴木で訪問し、実態調査を行う。
	調査結果をまとめ、市や協議の場へ報告する。
	神国和末でよとの、117   励識の場合ではロック。
   報告	●「協議の場に関すること」
	・R6.1.31「第1回君津圏域医療的ケア児等支援協議会」へ障がい福祉
  ・実績	課課長、基幹えこの医療的ケア児等コーディネーターが参加。
・活動	・協議会委員として30名程度の参加があった。
・検討	・各市より医療的ケア児の現状について報告があった。富津市からは、基幹え
·調整	この担当医療的ケア児等コーディネーターが実態調査の報告をした(下記参
D/U 1E	照)。
	・協議会活動計画として本部会(医ケア児等支援協議会)を年3回開催す
	ること、下部組織としてテーマ別の部会を立ち上げる方針が示された。
	・基幹えこの担当医療的ケア児等コーディネーターから「医療的ケア児の情報
	共有について、富津市では母子保健担当課で把握していても、障がい福祉
	担当課には情報がない場合がある。他市ではどのように情報共有を図ってい
	るか」質問したところ、君津中央病院担当医から、下記のような旨、回答があ
	った。「それは市役所内担当課連携の問題ではなく、病院からの情報提供の
	仕方を変える必要があるように考える。 退院前カンファレンスに、母子保健担
	当課に加え、障がい福祉担当課にも声掛けをする。もし、カンファレンスなく退
	院となった場合、先述2課へ病院から連絡を入れるなど、病院が意図的に
	障がい福祉担当課にもつなぐよう配慮していくように努めたい」。 
	<ul><li>●実態調査について</li></ul>
	・第1~2四半期で実態調査計画。
	・第3四半期で郵送アンケートによる実態調査を実施。3家庭へ送付し、
	・第3四十朔で郵送アンケードによる美感調査で美元。3家庭へ送刊し、 2家庭より回答を得た。
	・第4四半期では、アンケートを送付した3家庭へ訪問による実態調査を実
	施した。
	INECIC.

### [訪問による実態調査結果]

### ケース A

訪問日:1/10(水)

訪問者:障がい福祉課担当 CW、君津ふくしネットセンター長、基幹えこ担

当医療的ケア児等コーディネーター

### 主な困りごと:

・利用可能なサービス等の資源、情報が少なく、自身で情報収集するも限界を感じている。

- ・バギー作製時には、業者と家族が直接やり取りをしなければならない場面が 多くあり、手続きが思うように進まなかった経験をした。
- ・同じ医療的ケアを必要とする子を持つ家族との情報共有の場が欲しい。
- ・日中活動の場が少ない。同世代の子やいろいろな子との交流機会が欲しい。
- ・災害時用の備えをしているが、これで十分なのか不安がある。

### ケース B

訪問日:1/11(水)

訪問者:障がい福祉課担当 CW、君津ふくしネットセンター長、基幹えこ担

当医療的ケア児等コーディネーター

#### 主な困りごと:

- ・利用可能なサービス等の資源、情報が少なく、自身で情報収集するも限界を感じている
- ・同じ医療的ケアを必要とする子を持つ家族との情報共有の場が欲しい。
- ・日中活動の場が少ない。同世代の子やいろいろな子との交流機会が欲しい。
- ・きょうだい児との時間のやりくりに難しさを感じている。
- ・災害時用の備えをしているが、十分とは言えず不安がある。

### ケースC

訪問日:1/19(金)

訪問者:担当相談支援専門員、基幹えご担当医療的ケア児等コーディネ

ーター

#### 主な困りごと:

- ・きょうだい児との時間のやりくりに難しさを感じている。
- ・災害時用の備えが必要と理解しているが、何から用意していいのか悩み、ほ とんど備えられていない。

[調査を通して見えてきた課題や展望]
・災害時への備えは、物品や避難経路、避難方法など関係機関と連携して
確認、準備など進めていく必要がある。
・利用できる資源が少ないながらも、対象児が少ないため個別性の高いプラ
ンを検討しやすい可能性がある。

担当:鈴木

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	担当	
(6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関すること	鈴木	

配点・評価基準		評価基準の解説
5	特に優秀	求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	4 点
評	(迅速性)	に処理する能力	協議の場に参画し、市の実情等について説明・発言し
価		処理すべき業務量を効率的に遂行	た。
		し、期限内に終えていたか。	
	業務の質	指示された職務について正確に処理	3 点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	富津市のサービス・資源と人的スケールを意識した
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	具体的支援を展開した。
		要求される成果を上げていたか。	
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	4 点
	技術力	の活用に係る能力	担当「医療的ケア児等コーディネーター」が他地域の
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	同立場との研修に参加し、実務者としての見識を高め
		反映していたか。	た。
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	4 点
	判断力	対応する能力	富津市の状況 (ケース数) を理解し、具体的な活動に
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	ついて検討した。
		機応変な対応ができていたか。	
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	4 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	実態調査を行うことができた。
		を組み立てる能力	
		問題について改善や工夫を企画し、	
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

## 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(7)

業務内容	(7)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の
	場に関すること
実施計画	・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(2)精神障がいにも対応した
(具体的な取組)	地域包括ケアシステムの構築」に連動し、圏域他3市や、地域の精神科医
	療体制の状況の確認等を市と協働で行い、本年度の活動目標の達成に向
	けて活動する。
	・「家族の小さな勉強会」活動の活発化。
報告	・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築会議」への参加
	5月22日
•実績	9月15日
・活動	11月17日
•検討	1月19日
•調整	3月15日
	困難ケース検討、ひきこもり支援体制検討、ピアサポーターの実践、家族会
	の活動等についての議論の場となった。
	・「家族の小さな勉強会」の開催
	4月11日
	5月16日
	6月13日
	7月11日
	9月 5日
	11月28日
	12月26日
	2月 6日
	3月26日
	入院中のお子さんが新しい治療に替わったことや、宿泊型の自立訓練施設
	から一人暮らしを始めたなど、お子さんの状況が変わってきている。また、ご家
	族も、お子さんの変化によってささやかな自分の楽しみを見つけ始めている方
	もおり、家族のピア支援の場の機能が果たされ始めているように思える。

・「しゃべり場」の開催

3月18日

先ずは、支援者の立場の者が 6 人入れ替わりで集まり、話合いが行われた。 参加者からは「こういう空間を待っていました」という声があり、正規の面談場 面では少し話しにくいような話も出た様子。この集いの名称は未だ決まってお らず、今後集まった人で決めたらよいかと思っている。この場の対象者として考 えているのは、「なんとなく心が重く、話をしたい人」「誰でもいいからしゃべりたい 人」など、「病気」という枠は外し、「生きることに苦労をしている人」などを予定 している。来期は、月 1 回くらいのペースで開催予定。

・第3四半期には市民課から基幹えこが行政相談員の研修会の講師依頼を受けた。研修のお題の「精神障がい者の相談の対応の仕方」などは、まさにこの事業の課題であり、福祉関係者ではない方々とこの事業の話題について一緒に議論できたことは大変良かったと思う。

担当:南雲

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	担当
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に関すること	南雲

配点・評価基準		評価基準の解説
5 特に優秀 求められる行動が全て確実にとられて		求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3 通常 求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。		求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2 通常より物足りない 求められる行動がとられないことがやや多く、		求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	3点
価	(迅速性)	に処理する能力	基幹えこ単独での事業実施には至らないので、県・圏
		処理すべき業務量を効率的に遂行	域の会議に出席し動向等を確認した。
		し、期限内に終えていたか。	
	業務の質	指示された職務について正確に処理	3点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	開催された協議会には積極的に参加した。
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	
		要求される成果を上げていたか。	
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	3 点
	技術力	の活用に係る能力	市委託の基幹センターが圏域・県の枠組みの中でど
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	のような動きをすれば、事業にとって効果的なのか、検
		反映していたか。	討が必要。
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	3 点
	判断力	対応する能力	引き続き、圏域等の動きに注視し、生活レベルで必要
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	な対応をイメージし活動していく。
		機応変な対応ができていたか。	
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	5 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	基幹えこ自主企画である「家族の小さな勉強会」を展
		を組み立てる能力	開・継続することが出来た。また、「しゃべり場」の設
		問題について改善や工夫を企画し、	置も実現することができた。
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

## 富津市基幹相談支援センター 事業実施計画・報告(8)

1	
(8) 法第77条第1項第3号に規定する事業	
職員のうち1名をこの事業の専従として配置する。	
・障がい者手帳、各種受給者証等を所持していない者への支援を想定し、	
基幹相談支援センター事業専門職配置 5 名の内、専属の職員を1 名配	
置する(社会福祉士)。	
・市ケースワーカー(身体、知的、精神)との打ち合わせの機会を概ね月 1	
回開催し、連携・進捗についての情報共有を行う。	
・生活困窮支援専門機関、中核センターとの定期的な打ち合わせの場を確	
保し、対応が複合するケースについて情報共有と役割分担を確認する。	
【実績】	
・相談件数:実人数(うち新規)	
・第 1 四半期:126 人(21 人)	
・第2四半期: 85人(14人)	
・第3四半期: 94人(16人)	
・第4四半期:109人(11人)	
【活動】	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
・医療機関へのつなぎ、通院同行	
· 定期面談	
・関係機関と合同の面談、訪問等	
POPULARIOCETTS STEERING BOTES (S	
   ◆定例会開催実績	
・CW 会議: 月1回開催	
・くらしと仕事の相談支援センター定例会議:月1回開催	
・中核センターとの定例会議:月1回開催	
◆ 成果	
・(1)の事業と同様に上記定例会を継続して行うことができている。	
・定例会の継続により、庁内連携を円滑に行うことができるようになった。	
・重複ニーズのあるケースの打ち合わせ、会議開催、会議参加による多機関	
連携の機会が増加した。	

・円滑な庁内連携により、重複課題のケースについて各分野へのつなぎや、 役割分担を円滑に行えるようになってきた。

#### ◆検討·調整

(1) の事業計画と同様、支援が必要だが福祉サービスに繋がっていない対象者に対しても、定期訪問日を設け、支援に繋いでいけるよう計画していく。 (第1金曜日午後・第3土曜日午後)

#### ◆課題・相談の傾向

(1) の業務と同様に緊急の対応等により、定期的に企画していた訪問対応等に行けない時もあった。

#### ●相談室利用状況

(1)の業務と同様に、面談、会議、打ち合わせ等の件数が増加したことにより、相談室が常に使用の状態となり、新規の相談を受け付ける時や、事務連絡等の業務スペースに不具合が生じることが増えてきた。

#### ●相談実績に関する集計について

方法についても(1)の業務と同様に、内容や集計方法に変更があったことに加え、集計システムに正確に反映しきれないことがあったため、他地域の基幹相談支援センターとの連携を強化し、基幹えこの業務内容が表せるような集計を行っていけるように、対応をしていきたい。

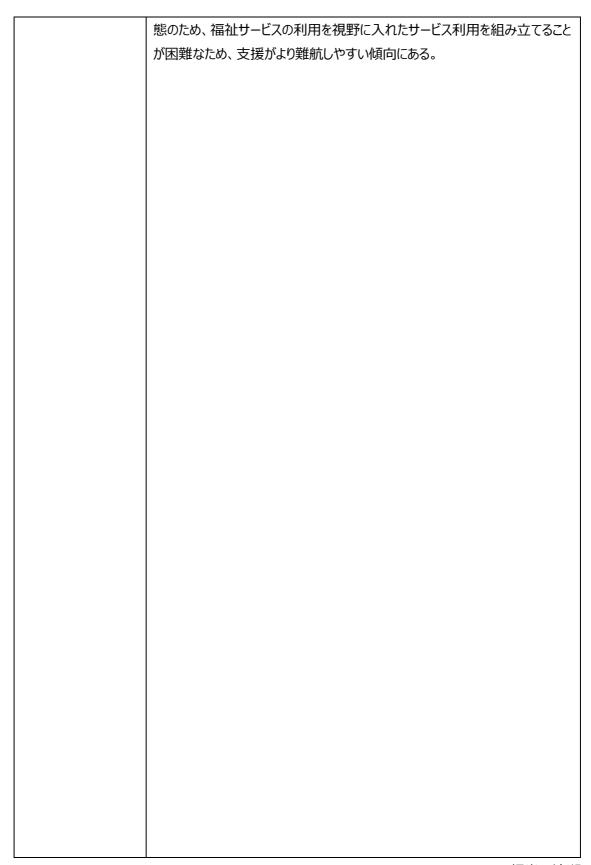
●地域相談支援機関支援・他機関、多職種連携について 外部機関からの相談(毎週金曜日午前の1枠)に関してもニーズが増えて おり、枠の確保が難しい時がでてきた。

#### ● 「8050」のケースに見られる傾向

(8)の業務の中で求められる「8050」のケースについては手帳を所持していないケースとなり、多くが「障がい疑い」のケースとなる。そのため(1)のケースと異なり、手帳が未取得な状況で障害福祉サービスの選択肢がない中での支援となるため(1)のケースよりも支援が難航する傾向にある。

#### ●ひきこもり等の支援の支援方法について

(8) の業務の中で求められるひきこもりの支援については、上記「8050」 の記載内容と同様、多くが「障がい疑い」のケースとなる。手帳が未取得な状



担当:滝瀬

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	担当
(8) 法第77条第1項第3号に規定する事業	

配点	・評価基準	評価基準の解説
5 特に優秀 求められる行動が全て確実にとられており、且つ		求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	4 点
価	(迅速性)	に処理する能力	センター内での1回/週の打合せを経る間もなく初動
		処理すべき業務量を効率的に遂行	を起こさなければならない事案があるが、適時対応し
		し、期限内に終えていたか。	ていた。
	業務の質	指示された職務について正確に処理	4 点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	障がいが主なニードでないケースにおいても、状況
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	の整理等を行い、隣接他機関との協働の形式を展開す
		要求される成果を上げていたか。	ることが出来た。
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	4点
	技術力	の活用に係る能力	担当 SW の自己研鑽の成果が発揮され、ケース対応
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	の落ち着きが増した。リハ職、心理職との協働で見立て
		反映していたか。	の精度が上がった。
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	4 点
	判断力	対応する能力	管理者への報連相を意識し、且つ、指揮系統が乱れる
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	こともなく、職員間での必要事項の適時共有は概ね滞
		機応変な対応ができていたか。	りなく対応できていいた。
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	2 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	庁内周知、業務のシステム化、相談受付フロー作成等
		を組み立てる能力	の見える化について、具体的に示すに至らなかった。
		問題について改善や工夫を企画し、	
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

## 富津市基幹相談支援センター ほうきぼし 事業実施計画・報告(9)

業務内容	(9) 前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随すること
実施計画	①富津市障害者総合支援協議会を市と協働で推進する(一部事務
(具体的な取組)	局)。(大森·滝瀬)
(SCHES OF MILE)	②障害児等療育支援事業(県委託)を活用し、主に保育所・小学校等
	への訪問支援を通じ、引き続き療育支援に掛かる分野を支える。
	(鈴木・片岡)
	   ③障がい児者を取り巻く防災体制の強化に関する事項について、関係各署
	との検討の機会・研修の機会を設ける(例:令和元年房総半島台風)。
	(大森・南雲・片岡)
報告	① 総合支援協議会
	5月17日:富津市障害者総合支援協議会
  ・実績	7月19日:富津市障害者総合支援協議会
  ・活動	(書面会議・障がい福祉計画関係)
  •検討	8月 2日:就労支援部会
•調整	8月 9日:権利擁護部会
	8月10日: 子ども部会
	9月15日:連絡調整会議:今月までの各部会の活動について
	9月25日:権利擁護部会・研修会(淑徳大学鈴木副学長)
	10月 5日:地域生活支援部会
	10月19日:子ども部会・スキルアップ講座
	(障がい当時者インタビュー、シンポジウム)
	11月 30日:就労支援部会・講演会
	(NPO みんなでサポート千葉・髙橋社会保険労務士)
	12月20日:子ども部会
	1月23日:権利擁護部会・講演会(佐久間水月弁護士)
	1月26日:就労支援部会
	1月31日:連絡調整会議:今月までの各部会の活動について
	2月 1日:地域生活支援部会(部会内研修含む【防災関係】)
	2月 1日:権利擁護部会
	2月8日:富津市障害者総合支援協議会
	・各部会の前に各役員との打ち合わせを必ず行い、会議の進行・進捗につい

て確認を行った。

・各部会ともに外部講師をお招きする部会主催の研修会を行うことができた。来季は更なる充実を検討したい。

#### ②障害児等療育支援事業

●障害児等療育支援事業(県委託)を活用し、市内の施設支援指導を 実施した。

令和5年度の延べ件数は以下の通り。

保育所(園):44件

幼稚園:8件 小学校:40件 中学校:4件 支援学校:9件

放課後児童クラブ:3件

・上記を通じて知り合った児について

児童発達支援施設の見学同行:11件 放課後等デイサービス見学同行:12件

計画相談の紹介:10件

健康づくり課との情報共有:21件

保護者面談:43件 受診同行:25件

教育センターとの情報共有:23件 こども家庭課との情報共有:14件

#### (傾向など)

- ・第3四半期および第4四半期は、定期の施設支援指導事業の予定に加えて、別日程での学校や園からの訪問依頼が多くあり、過去最大の施設支援指導回数となった。このような傾向にあるのは、基幹えこが「児の見立て」やそれに伴う「環境調整の提案」をすることに加え、「学校や園、家庭、地域資源などを繋ぐコーディネーターとしての役割」を期待されていると考えられる。
- ・保護者面談では、「就学に向けての相談(放デイ、学童、通常級、支援級について)」「子の特性理解について」「きょうだい児について」の話題が多かった。
- ・こども家庭課との協働ケースが増えている。家庭支援が必要な家庭と、発達障がい、知的障がいのエピソードは重複しやすい傾向がある。今後、こども家

庭課との協働ケースが増える可能性がある。

・令和5年度は、母子保健担当の保健師より「保育所(園)や幼稚園に所属する前の児の保護者との面談の依頼」が4件あった。面談後1~2か月以内に、児童発達支援事業所の見学同行や受診同行を経て、すべてのケースが児童発達支援利用や医療機関でのリハビリにつながっている。この背景には、基幹えこの持つ「アウトリーチ機能」を生かし、資源の提案に加え、「見学や初診に同行することで不安や迷いを抱える保護者に寄り添う役割」や「保護者と行政や他機関とを繋ぐ役割」を担えることも一助になっていると考える。

・委託業務の内容として、今後、低年齢の相談者も増加する見込み。

#### ③防災関係

2月1日に地域生活支援部会において部会内研修を行った。防災安全課の「出前講座」を活用し、富津市の防災体制の仕組み、防災の状況、また、その中での障がい児者・家族を考える良いきっかけとなった。

とりまとめ:大森

## 令和5年度 富津市基幹相談支援センター事業 自己評価表

事業内容	とりまとめ
(9) 前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随すること	大森

配点・評価基準		評価基準の解説
5	特に優秀	求められる行動が全て確実にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等を十分に超えたものであった。
4	通常より優秀	求められた行動が十分にとられており、且つ、その行動は職務の専門性等から見て期待を上回るものであった。
3	通常	求められた行動がおおむねとられており、且つ、その職務の専門性等から見て期待通りであった。
2	通常より物足りない	求められる行動がとられないことがやや多く、その職務の専門性等から見て十分な能力発揮状況とはいえない。
1	はるかに及ばない	求められる行動がほとんどとられておらず、その職務の専門性等から見て必要な能力発揮状況でない。

	項目	定義(着眼点)	自己評価点(評価理由)
評	業務の量	期限内に所定件数や業務量を計画的	3 点
価	(迅速性)	に処理する能力	協議会:研修企画が充実してきた。
		処理すべき業務量を効率的に遂行	施設支援指導:充実していた。
		し、期限内に終えていたか。	防災:企画検討に時間を有した。
	業務の質	指示された職務について正確に処理	3点
	(正確性)	し、質の高い内容で成し遂げる能力	協議会:部会役員会の確実な開催。
		正確且つ適正に職務を遂行し、期待、	施設支援指導:充実していた。
		要求される成果を上げていたか。	防災:関係各署との協議の場を開催できた。
	知識力	職務遂行に必要な知識、技術及びそ	3 点
	技術力	の活用に係る能力	協議会:年度の後半に向けて企画が具体化した。
		専門知識、技術を持ち、職務の遂行に	施設支援指導:充実していた。
		反映していたか。	防災:現状の状況把握が進んだ。
	理解力	時代や状況の変化を把握し、適切に	3 点
	判断力	対応する能力	協議会:他地域の実践について確認を行った。
		問題の本質を捉え、的確な判断と臨	施設支援指導:充実していた。
		機応変な対応ができていたか。	防災:現状の把握に努めた。
	企画力	問題点を把握し、その解決のための	3 点
	計画力	方策を見出し、実現のための段取り	協議会:活動の目的の確認、評価等の視点を要する。
		を組み立てる能力	施設支援指導:隣接部局との会議を開催。研修講師。
		問題について改善や工夫を企画し、	防災:地域生活支援部会と協働で研修会を企画した。
		実現に向けて効果的な段取りを計画	
		していたか。	

# 各事業実施計画の事業評価総括表

配点評価基準	
5点 実施計画を大幅に上回った活動ができた	
4 点	実施計画を上回った活動ができた
3点 実施計画どおりの活動ができた	
2点	実施計画を下回った活動となった
1点	実施計画を大幅に下回った活動となった

		(1) 障がいの種別及び 各種ニーズに対応 できる総合的及び 専門的な相談支援		(2) 相談支援事業者に 対する指導及び助 言並びに人材育成 の支援等による地 域の相談支援体制 の強化の取組		(3) 障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組		(4) 障がい者の権利擁 護及び虐待の防止 に関すること		(5) 地域生活支援拠点 事業に関すること		(6) 医療的ケア児支援 のための関係機関 の協議の場に関す ること		(7) 精神障がいにも対 応した地域包括ケ アシステムの構築 に係る協議の場に 関すること		(8) 法第77条第1項 第3号に規定する 事業		(9) 前各号に掲げるも ののほか、業務の 実施に付随するこ と	
		自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価	自己評価	市評価
評価	業務の量 (迅速性)	3	4	4	4	3	3	3	3	3	3	4	4	3	3	4	4	3	3
	業務の質 (正確性)	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	3	3
	知識力 技術力	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	4	4	3	3	4	4	3	3
	理解力 判断力	4	4	3	3	4	4	3	3	4	4	4	4	3	3	4	4	3	3
	企画力 計画力	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	5	4	2	2	3	3
	合計/満点	17/25	18/25	19/25	19/25	17/25	17/25	16/25	16/25	15/25	15/25	19/25	19/25	17/25	16/25	18/25	18/25	15/25	15/25

## <市の総評>

概ね実施計画どおり出来ていた。

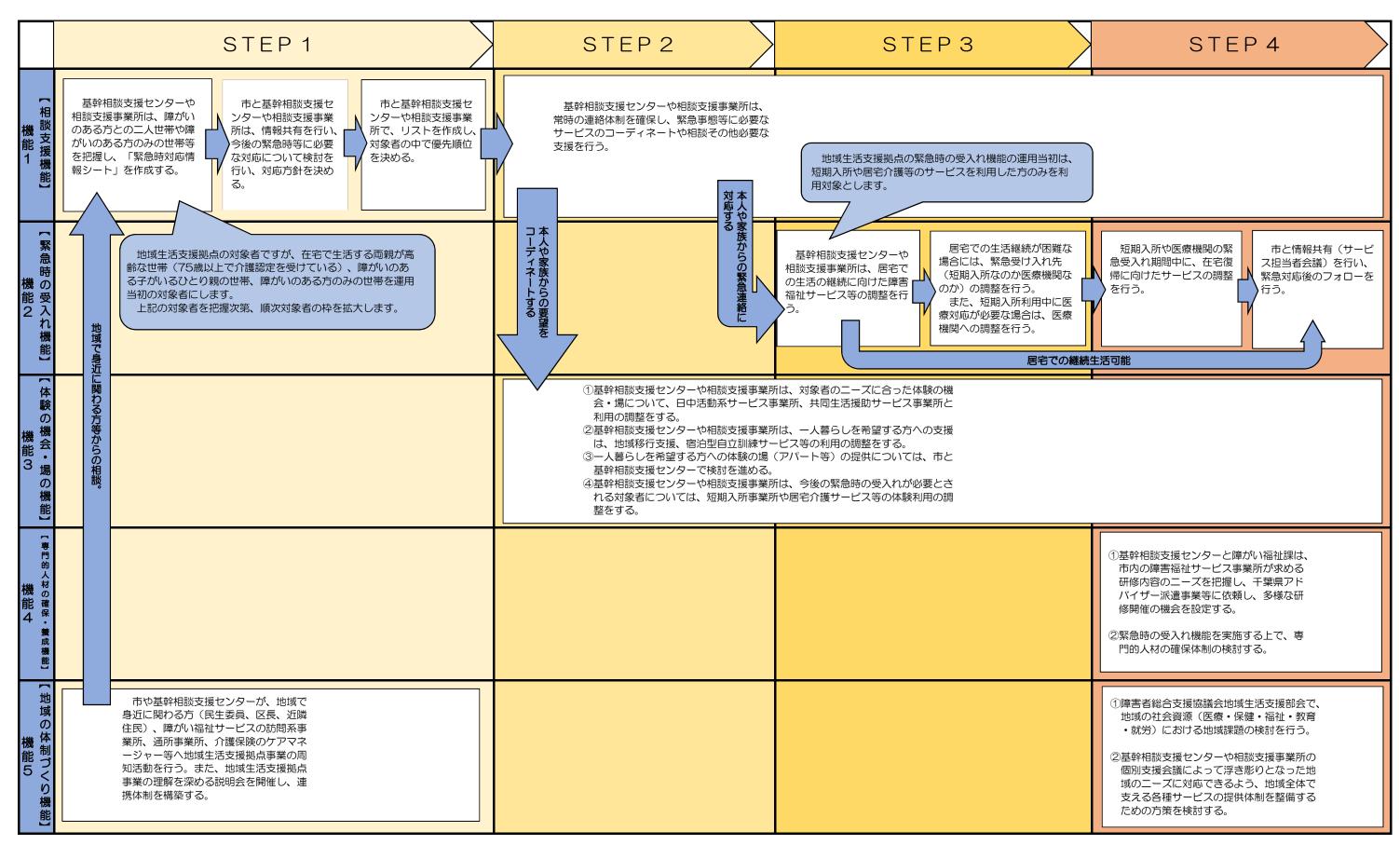
相談件数は増加しており、その内容も多種多様なものとなっているが、ケースに応じて丁寧に対応を図ることが出来ていた。安定したケース対応ができるよう引き続き工夫が必要である。 以上のことから、継続委託が妥当と判断した。 次年度は、今年度の反省点を活かした事業展開を期待する。

	自己評価	市評価
合計/満点	153 /225	153 /225

# 議題(3)

富津市地域生活支援拠点の令和5年度運用評価 について

# 【 富津市地域生活支援拠点 運用ロードマップ 】



### 富津市地域生活支援拠点 令和5年度運用評価シート

機能名称	機能の概要	 富津市の拠点機能	富津市の運用方針	令和5年度運用状況	課題と令和6年度運用方針
①相談支援機能	緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (3箇所)	(1) 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録 (2) 常時の連絡体制を確保	基幹相談支援センターや相談支援 事業所が把握している優先順位の高 い対象者(※)について、台帳登録と 緊急時対応情報シートの作成を行っ た。	引き続き、事前把握・登録に努める。また、障害福祉サービスにつながっていない療育手帳所持者で優先順位の高い対象者(※)に対し、令和5年度は自宅訪問を実施したが、登録には至らなかったため、登録には至らなかったため、登録にならな勧奨方法を検討する必要
②緊急時の受入れ・対応機能	短期入所等を活用し、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入体制及び 医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (1箇所) ・短期入所事業所 (2箇所)	(1) 居宅での生活の継続に向けた 調整 (2) 居宅介護サービスや自立生活 援助サービスを導入しても、居宅 での生活継続が困難な場合には、 緊急受け入れ先の調整を実施 (3) 緊急受入れ終了後のフォロー を実施	緊急時の受入れ・対応になるケースがなかった。	台帳登録のある対象者については、市・基幹相談支援センター・相談支援事業所により定期的に進捗状況を確認する場を設けることで、緊急時の対応が円滑に行えるようにする。
③体験の機会・場の機能	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、訪問系サービス(居宅介護サービス)、日中活動系サービス(生活介護サービス、就労系サービス、自立訓練系サービス等)、共同生活援助サービス(グループホーム)の利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	・基幹相談支援センター ・短期入所事業所 (2箇所) ・生活介護事業所 (7箇所) ・就労継続支援B型事業所 (5箇所) ・共同生活援助事業 (4箇所)	(1) 障がいのある方のニーズに合った体験の機会・場の設定をし、支援する。	本人からの意向がないことにより、体験の機会・場の提供までに至るケースがなかった。	本人からの意向が優先されるため、体験の機会・場の機能の利用の調整に至るためのアプローチ方法を検討していく必要がある。 体験に至った成功事例があれば、次も続きやすいため、まず1件の事例を目指していく。
④専門的人材の確保・養成機能	医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方等 に対しての専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能。	・基幹相談支援センター ・富津市障がい福祉課	(1) 専門的人材の確保体制 (2) 専門的人材の養成	専門的人材の確保・養成にまで至らなかった。	まずは他の機能を推進し、地域生活支援拠点事業の運用を進めていく。その上で人材の確保・養成についても検討をしていく。
⑤地域の体制づくりの機能	地域の様々なニーズに対応できる各種サービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (2箇所) ・富津市障害者総合支援協議 会地域生活支援部会	(1) 地域住民への理解促進 (2)-1地域の多様な社会資源との連携 (2)-2地域全体で支える各種サービスの提供体制	市ホームページ等による広報や区 長会議等で周知を図った。 地域課題やサービス提供体制整備 方策の検討までに至らなかった。	地域で身近に関わる方との連携体制が不可欠であることから、引き続き周知活動を行う。 登録事業所の中に居宅介護サービス事業所がないことから、登録に向けてアプローチしていく必要がある。

優先順位の高い対象者(※) 在宅で生活する両親が高齢な世帯 (75歳以上で介護認定を受けている)、障がいのある子がいるひとり親の世帯、障がいのある方のみの世帯を 運用当初の対象者にしている。